

別紙

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第1章 総則 (省略)	第1章 総則 (同左)
第2章 課税価格、税率及び控除 (省略)	第2章 課税価格、税率及び控除 (同左)
第3章 財産の評価 (省略)	第3章 財産の評価 (同左)
第4章 申告及び納付 (省略)	第4章 申告及び納付 (同左)
第5章 更正及び決定 (省略)	第5章 更正及び決定 (同左)
第6章 延納及び物納 (省略)	第6章 延納及び物納 (同左)
第7章 雜則 (省略) (附則) (経過的取扱い)	第7章 雜則 (同左) (附則) (経過的取扱い)

改 正 後	改 正 前
第2章 課税価格、税率及び控除	第2章 課税価格、税率及び控除
第2節 贈与税	第2節 贈与税
[第21条の2((贈与税の課税価格))関係]	[第21条の2((贈与税の課税価格))関係]
(贈与税の課税価格の端数処理)	(贈与税の課税価格の端数処理)
21の2—5 ・・・それぞれに掲げるところによることに留意する。	21の2—5 ・・・それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。
(1) ・・・	(1) ・・・
(2) ・・・	(2) ・・・
(注) 上記により端数処理を行うときの贈与税の課税価格は、法第21条の6第1項、第21条の12第1項、措置法 <u>第70条の2</u> 第1項及び第70条の3の2第1項の規定による控除後の額であることに留意する。	(注) 上記により端数処理を行うときの贈与税の課税価格は、法第21条の6第1項、第21条の12第1項、措置法 <u>第70条の2</u> 第1項及び第70条の3の2第1項の規定による控除後の額であることに留意する。
第3節 相続時精算課税	第3節 相続時精算課税
[第21条の9((相続時精算課税の選択))関係]	[第21条の9((相続時精算課税の選択))関係]
(年の中途において贈与者の推定相続人になった場合)	(年の中途において贈与者の推定相続人になった場合)
21の9—4 ・・・法第21条の5(措置法 <u>第70条の2</u> を含む。)の規定の適用があることに留意する。	21の9—4 ・・・法第21条の5(措置法 <u>第70条の2</u> を含む。)の規定の適用があることに留意する。
[第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係]	[第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係]
(相続税の課税価格への加算の対象となる財産)	(相続税の課税価格への加算の対象となる財産)
21の15—1 ・・・のうち、法第21条の3、 <u>第21条の4</u> 及び措置法 <u>第70条の2</u> 第1項の規定の適用により贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないもの以外の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるすべてのものであり、贈与税が課されているかどうかを問わないと留意する。	21の15—1 ・・・のうち、法第21条の3及び <u>第21条の4</u> に規定する非課税財産以外の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるすべてのものであり、贈与税が課されているかどうかを問わないのであるから留意する。